



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 28 日 (月曜日) 第 168 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 1

○栄養士法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康増進課) 9

### 告 示

○公の施設の指定管理者の指定…………… (経・備・財課) 13

○公の施設の指定管理者の指定…………… (みやざき文化振興課) 14

○宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定…………… (総務課) 14

○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定…………… ( " ) 14

○公の施設の指定管理者の指定…………… (財産総合管理課) 14
○公の施設の指定管理者の指定…………… (福祉保健課) 14
○公の施設の指定管理者の指定…………… (障がい福祉課) 14
○公の施設の指定管理者の指定 (3件) …………… (環境森林課) 14
○公の施設の指定管理者の指定…………… (森林経営課) 15
○公の施設の指定管理者の指定 (2件) …………… (観光推進課) 15
○公の施設の指定管理者の指定…………… (農業経営支援課) 15
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 15
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… ( " ) 16
○土砂災害警戒区域の指定 (6件) …………… ( " ) 16
○土砂災害特別警戒区域の指定 (6件) …………… ( " ) 23
○公の施設の指定管理者の指定 (3件) …………… (都市計画課) 29

## 規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第60号

#### 調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(調理師試験の申請)	(調理師試験の申請)
第1条 調理師法 (以下「法」という。) 第3条の2第1項に規定する調理師試験 (以下「調理師試験」という。) を受けようとする者は、調理師試験受験願書 (別記様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。	第1条 調理師法 (以下「法」という。) 第3条の2第1項に規定する調理師試験 (以下「調理師試験」という。) を受けようとする者は、調理師試験受験願書 (別記様式第1号) に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類	(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条又は法附則第3項に規定する者であることを証する書類 (以下「卒業証明書」という。)
(2) 調理師法施行規則 (以下「省令」という。) 第4条に規定する施設又は営業において、2年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類 (別記様式第2号)	(2) 調理師法施行規則 (以下「省令」という。) 第4条に規定する施設又は営業において、2年以上調理の業務に従事した者であることを証する書類 (別記様式第2号。以下「調理業務従事証明書」という。)
(3) 写真 (最近6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に氏名を自書したもの。)	(3) 写真 (最近6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に氏名を自署したもの)
	(4) 調理師試験受験願書に記載した氏名が卒業証明書又は調理業務従事証明書に記載された氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号（第 1 条関係）

受 験 番 号	
---------	--

調 理 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

郵便番号

本籍地都道府県名（国籍）

ふりがな

氏 名

生年月日及び性別 年 月 日 （男・女）

調理師法第 3 条の 2 第 1 項の調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

・連絡先（ ）

・住 所（ ）

・電話番号（ ）

添付書類

- 1 卒業証明書
- 2 調理業務従事証明書（別記様式第 2 号）
- 3 写真（最近 6 月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートルのものであって、裏面に氏名を自署したもの）
- 4 この様式に記載した氏名が卒業証明書又は調理業務従事証明書に記載された氏名と異なる場合にあっては、戸籍抄本

様式第 2 号 (第 1 条関係)

( 表 )  
調 理 業 務 従 事 証 明 書ふりがな  
従事者 (受験者) 氏 名  
生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名			経営者名 (施設長)		
所 在 地			電 話	( )	
施 設 の 種 類	種 類 (該当するものに○印をつけること。)		許 可 ・ 開 設 年 月 日 許 可 番 号 等	調 理 業 務 の 内 容 (なるべく具体的に 記載すること。)	
	飲 食 店 関 係 営 業	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 第 号 新規 ・ 継続		
給 食 施 設	(1日 回 食) 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他	(開設年月日) 年 月 日			
上記の施設で調理業務に従事した期間			年 月 日から	} 計 年 月	
			年 月 日まで		
勤 務 日 数 及 び 時 間			日 / 週	時間 / 日	
廃 業 年 月 日			年 月 日		

証明日 年 月 日

証 明 者	住 所	電 話 ( )		実印又は職印
	施 設 名			
	地 位	氏 名		
証明者が施設長でない理由				

（ 裏 ）

備考

- 1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 2 証明印は、当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届をしている印章を用い、印鑑証明書を添付すること。
- 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食品を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

## 調 理 師 名 簿

登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
本籍地都道府県名 ( 国 籍 )			
ふ り が な			
氏 名			
旧 姓			
旧姓併記希望の有無	有 ・ 無		
通 称 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
免許取得資格の種類		年 月 日	
免許取消しの理由及 び年月日		年 月 日	
		年 月 日	
免許証書換交付の理 由及び年月日		年 月 日	
		年 月 日	
免許証再交付の理由 及び年月日		年 月 日	
		年 月 日	
登録消除の理由及び 年月日		年 月 日	
備 考			

様式第 4 号（第 4 条関係）

調理師名簿訂正及び調理師免許証書換交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第 1 項及び第13条第 1 項の規定により申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふ り が な		
氏 名	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

4 変更年月日 年 月 日

5 変更理由

備考

- 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号  
登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定により申請します。

記

1 本籍地都道府県名 (国籍)

ふりがな

2 氏 名

3 生年月日 年 月 日

4 登録番号及び登録年月日 第 号 年 月 日

5 消除を申請する理由

備考

- 1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
- 2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- 3 この様式は、九州各県 (熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 6 号（第 4 条関係）

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所 〒

ふりがな

氏 名

性 別 男 ・ 女

生年月日 年 月 日

電話番号

下記の調理師免許証を（ 破った ・ 汚した ・ 失った ）ので、調理師法施行令第14条第 1 項の規定により、調理師免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名（国籍）

備考

- 1 該当する文字を○で囲むこと。
- 2 調理師免許証を破ったとき又は汚したときは、その調理師免許証を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 4 この様式は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の調理師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の調理師法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

---

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県規則第 61 号

## 栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和 42 年宮崎県規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

栄 養 士 名 簿

登録番号	号	登録年月日	年 月 日
本籍地 都道府県名 (国籍)		免許 資格 取得 の 別	養成施設卒
			年 月 日 卒
氏 名	旧 姓	試験合格	年 月 日 合格
	旧姓併記の希望有無		有 ・ 無
	通称名		
	旧 姓		
	旧姓併記の希望有無		有 ・ 無
	通称名		
年 月 日生 男 ・ 女			
現 住 所			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
免許の訂正又は再交付		名称の使用の停止	
訂正等年月日	事由及びその理由	停 止 年 月 日	年 月 日
年 月 日		停 止 期 間	年 月 日から
年 月 日			年 月 日まで
年 月 日		停 止 事 由	
管理栄養士資格			
登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
登 録 の 抹 消		備 考	
抹 消 年 月 日	年 月 日		
理 由			

様式第 2 号 (第 3 条関係)

## 栄 養 士 免 許 申 請 書

知事 殿

年 月 日

本 籍 地 都 道  
府 県 名 ( 国 籍 )

住 所 〒

ふ り が な  
氏 名

性 別 男 ・ 女

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

栄養士法施行令第 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

## 記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無  
(有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。)

---

- 2 栄養士法第 1 条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無  
有・無  
(有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。)

---

- 3 旧姓併記の希望の有無 有・無
- 4 希望する旧姓又は通称名

---

## 備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 この様式は、九州各県 (熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですの  
で、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 3 号 (第 4 条、第 6 条関係)

栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

知事 殿 年 月 日

住 所 〒

ふ り が な  
氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定により、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国籍)		
ふ り が な		
氏 名		
	(旧姓)	(旧姓)
旧姓併記の希望		有 ・ 無
通 称 名		
性 別	男 ・ 女	男 ・ 女

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由

備考

- 1 栄養士免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- 2 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 3 この様式は、九州各県 (熊本県及び沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請者 住 所 氏 名 印 (本人との続柄 ) 電 話 番 号</p> <p>[略]</p> <p>備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとするこ と。また、戸籍上の文字で記入すること。 2 該当する文字を○で囲むこと。 3 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を 添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付 すること。 4 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは 抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書 類を添付すること。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 6 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p> <p>様式第5号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>住 所 ふ り が な 氏 名 印 性 別 男 ・ 女 生 年 月 日 年 月 日 電 話 番 号</p> <p>[略]</p> <p>備考1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとするこ と。また、戸籍上の文字で記入すること。 2 該当する文字を○で囲むこと。 3 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養 士免許証を添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 5 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p>	<p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (本人との続柄 ) 電 話 番 号</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添 付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付する こと。 2 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄 本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を 添付すること。 3 用紙の大きさは、A4とすること。 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同 じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ 、九州各県で使用できます。</p> <p>様式第5号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <p>住 所 ㊦ ふ り が な 氏 名 性 別 男 ・ 女 生 年 月 日 年 月 日 電 話 番 号</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 該当する文字を○で囲むこと。 2 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士 免許証を添付すること。 3 用紙の大きさは、A4とすること。 4 この様式は、九州各県(熊本県及び沖縄県を除く。以下同 じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ 、九州各県で使用できます。</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の栄養士法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の栄養士法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 告 示

### 宮崎県告示第 998号

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2  
第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構

理事長 西 田 たみ子  
宮崎市宮田町 3 番46号県庁 9 号館

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 999号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立芸術劇場

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
理事長 佐 藤 壽 美  
宮崎市船塚 3 丁目 210 番地

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第1000号

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第24条の 2 第 1 項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の 2 第 1 項に規定する出資法人の指定（平成29年宮崎県告示第 547号）は、廃止する。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県環境整備公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第1001号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第50条第 1 項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第 1 項に規定する出資法人の指定（平成29年宮崎県告示第 548号）は、廃止する。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県道路公社

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県環境整備公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会

- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第1002号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県東京学生寮
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ジャパンプロテクション株式会社  
代表取締役 高 山 弘 憲  
東京都千代田区二番町 5 番 7 号
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第1003号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県福祉総合センター  
県立母子・父子福祉センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社文化コーポレーション  
代表取締役 齊 藤 総一郎  
宮崎市生目台西 3 丁目 4 番地 2
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第1004号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会  
理事長 小 島 義 久  
宮崎市江平西 2 丁目 1 番 20 号
- 3 指定の期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第1005号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 2 年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県川南遊学の森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人宮崎県緑化推進機構  
理事長 谷 口 義 信  
宮崎市宮田町10番28号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1006号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人宮崎県森林林業協会  
会長 緒 嶋 雅 晃  
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1007号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人宮崎県森林林業協会  
会長 緒 嶋 雅 晃  
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1008号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限定。）
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益社団法人宮崎県森林林業協会  
会長 緒 嶋 雅 晃  
宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1009号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2

第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県営国民宿舎えびの高原荘  
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社レジャークリエイティブホールディングス  
代表取締役 河 野 信 吉  
宮崎市橘通東3丁目8番21号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1010号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県営国民宿舎高千穂荘
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社ケイメイ  
代表取締役 土 屋 和 子  
宮崎市清水3丁目7番12号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1011号**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立農業大学校（農業総合研修センターに限る。）  
宮崎県農業科学公園
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
学校法人宮崎総合学院  
理事長 川 越 宏 樹  
宮崎市老松1丁目3番7号
- 3 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

**宮崎県告示第1012号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 三原尾野地区  
(1) 区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地の区域  
(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	西臼杵郡高千穂町大字押方字三原尾2823番1
2	” ” ” ” 2821番1
3	” ” ” 字荒平2814番3地先道路敷
4	” ” ” 字三原尾2821番1
5	” ” ” ” 2819番2
6	” ” ” ” 2966番
7	” ” ” ” 2830番1
8	” ” ” ” 2833番3
9	” ” ” ” 2828番2
10	” ” ” 字白岩2726番2地先道路敷

**宮崎県告示第1013号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第190号、平成20年宮崎県告示第65号、平成20年宮崎県告示第199号、平成23年宮崎県告示第223号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
串間市	水元谷川	03-207-1-030	土石流
	春日谷川	03-207-1-035	土石流
	井傳野谷川	03-207-2-024	土石流
	樋重谷川	03-207-2-025	土石流
	遍保ヶ谷川	03-207-2-029	土石流
	内堤谷川	03-207-2-030	土石流
	大平1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊
	上千野1	I-1-0462	急傾斜地の崩壊
	上千野4	I-2-0214	急傾斜地の崩壊
	遍保ヶ野5	I-1-0464	急傾斜地の崩壊
居城田	I-1-0465	急傾斜地の崩壊	
口 広	I-1-0466	急傾斜地の崩壊	
遍保ヶ野6	I-1-2068	急傾斜地の崩壊	

遍保ヶ野7	I-1-2284	急傾斜地の崩壊
上代田1	II-1-4671	急傾斜地の崩壊
保ヶ迫1	II-1-4672	急傾斜地の崩壊
保ヶ迫2	II-1-4673	急傾斜地の崩壊
居城田1	II-1-4674	急傾斜地の崩壊
井傳野	II-1-4675	急傾斜地の崩壊
居城田3	II-1-4677	急傾斜地の崩壊
遍保ヶ野2	II-1-4678	急傾斜地の崩壊
遍保ヶ野3	II-1-4679	急傾斜地の崩壊
樋重1	II-1-4680	急傾斜地の崩壊
樋重2	II-1-4681	急傾斜地の崩壊
遍保ヶ野4	II-1-4682	急傾斜地の崩壊
遍保ヶ野1	II-2-0328	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第1014号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	鹿狩瀬町(1)	10-203-2-060	土石流
	鹿狩瀬町(2)	10-203-2-061	土石流
	鹿狩瀬町(3)	10-203-1-098	土石流
	津良谷川	10-203-1-099	土石流
	鹿狩瀬第6	II-1-7560	急傾斜地の崩壊
	鹿狩瀬第6 -新①	II-1-7560-新①	急傾斜地の崩壊



	鹿狩瀬第7	II-1-7561	急傾斜地の崩壊		本下塚谷川	10-427-1-046	土 石 流
	鹿狩瀬第1	I-1-1476	急傾斜地の崩壊		本下塚谷川 -新①	10-427-1-046 -新①	土 石 流
	鹿狩瀬第2	I-1-1477	急傾斜地の崩壊		替崎小谷川	10-427-1-032	土 石 流
	鹿狩瀬第12	II-1-7566	急傾斜地の崩壊		永代谷川	10-427-1-056	土 石 流
	鹿狩瀬第3	I-1-3634	急傾斜地の崩壊		曾立谷沢川	10-427-1-022	土 石 流
	鹿狩瀬第13	II-1-7567	急傾斜地の崩壊		曾立川	10-427-1-023	土 石 流
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>					曾立川-新 ①	10-427-1-023 -新①	土 石 流
<p><b>宮崎県告示第1015号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和2年12月28日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>					曾立川-新 ②	10-427-1-023 -新②	土 石 流
					猫谷谷川	10-427-2-027	土 石 流
					木和田谷川	10-427-1-033	土 石 流
					屋形原谷川	10-427-2-031	土 石 流
					屋形原谷川	10-427-1-034	土 石 流
					白石山川	10-427-1-035	土 石 流
					白石前谷川	10-427-1-036	土 石 流
					夕府谷川	10-427-1-037	土 石 流
					野上谷	10-427-2-020	土 石 流
					小木口小谷	10-427-2-019	土 石 流
					小木口谷川	10-427-1-024	土 石 流
					山瀬谷川	10-427-2-018	土 石 流
					ヒラバル谷川	10-427-2-017	土 石 流
					深瀬-2	II-1-7818	急傾斜地の崩壊
					深瀬	I-1-1702	急傾斜地の崩壊
					深瀬-新①	I-1-1702-新①	急傾斜地の崩壊
					六条-2	II-1-7816	急傾斜地の崩壊
					六条-1	II-1-7815	急傾斜地の崩壊
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類				
延岡市	深瀬谷川	10-427-1-043	土 石 流				
	深瀬小谷川	10-427-1-042	土 石 流				
	六条谷川	10-427-1-041	土 石 流				
	伊良原上谷川	10-427-1-040	土 石 流				
	伊良原川	10-427-1-039	土 石 流				
	元郵便谷川	10-427-1-038	土 石 流				
	上細見谷沢	10-427-2-067	土 石 流				
	舞見田谷川	10-427-2-068	土 石 流				
	市ヶ迫谷川	10-427-2-069	土 石 流				
	観音滝谷川	10-427-2-070	土 石 流				
	楠木原谷川	10-427-1-053	土 石 流				
	野峯谷川	10-427-1-054	土 石 流				
	野峯下谷川	10-427-1-055	土 石 流				

伊 良 原	I - 1 - 1754	急傾斜地の崩壊	熊田-新①	I - 1 - 1738-新①	急傾斜地の崩壊
細 見 - 2	II - 1 - 7813	急傾斜地の崩壊	曾立山-1	I - 2 - 0256	急傾斜地の崩壊
細 見 - 1	II - 1 - 7812	急傾斜地の崩壊	猫 谷	II - 1 - 7787	急傾斜地の崩壊
舞 見 田	I - 1 - 1728	急傾斜地の崩壊	長 原	II - 1 - 7786	急傾斜地の崩壊
舞見田-新①	I - 1 - 1728-新①	急傾斜地の崩壊	長原-新①	II - 1 - 7786-新①	急傾斜地の崩壊
舞見田-新②	I - 1 - 1728-新②	急傾斜地の崩壊	長原-新②	II - 1 - 7786-新②	急傾斜地の崩壊
舞見田-新③	I - 1 - 1728-新③	急傾斜地の崩壊	上 惣 下	I - 1 - 1701	急傾斜地の崩壊
舞見田-新④	I - 1 - 1728-新④	急傾斜地の崩壊	惣下-2	II - 1 - 7785	急傾斜地の崩壊
野 峯	I - 2 - 0088	急傾斜地の崩壊	惣下-2-新①	II - 1 - 7785-新①	急傾斜地の崩壊
永 代	II - 2 - 0426	急傾斜地の崩壊	下 惣 下	I - 1 - 1712	急傾斜地の崩壊
寺 尾 山	I - 1 - 1703	急傾斜地の崩壊	屋形原-2	II - 1 - 7882	急傾斜地の崩壊
寺尾山-新①	I - 1 - 1703-新①	急傾斜地の崩壊	屋形原-1	II - 1 - 7783	急傾斜地の崩壊
赤 瀬 山	II - 1 - 7896	急傾斜地の崩壊	屋形原第1	I - 1 - 1752	急傾斜地の崩壊
替 崎	I - 1 - 1716	急傾斜地の崩壊	屋 形 原	I - 1 - 3695	急傾斜地の崩壊
替崎-1	II - 1 - 7788	急傾斜地の崩壊	屋形原-新①	I - 1 - 3695-新①	急傾斜地の崩壊
替崎-1-新①	II - 1 - 7788-新①	急傾斜地の崩壊	野上-2	II - 1 - 7782	急傾斜地の崩壊
替崎-1-新②	II - 1 - 7788-新②	急傾斜地の崩壊	野上-1	II - 1 - 7781	急傾斜地の崩壊
替崎-1-新③	II - 1 - 7788-新③	急傾斜地の崩壊	野上-1-新①	II - 1 - 7781-新①	急傾斜地の崩壊
小 畑	I - 1 - 3705	急傾斜地の崩壊	白石第3	I - 1 - 1744	急傾斜地の崩壊
曾 立 山	I - 1 - 1706	急傾斜地の崩壊	白石第2	I - 1 - 1743	急傾斜地の崩壊
曾立山-新①	I - 1 - 1706-新①	急傾斜地の崩壊	白石第1	I - 1 - 1742	急傾斜地の崩壊
熊 田	I - 1 - 1738	急傾斜地の崩壊	白石第1-新①	I - 1 - 1742-新①	急傾斜地の崩壊
			小木口-1	I - 1 - 3696	急傾斜地の崩壊
			小 木 口	I - 1 - 1756	急傾斜地の崩壊
			夕 府	I - 1 - 1717	急傾斜地の崩壊

山瀬 - 2	II - 1 - 7779	急傾斜地の崩壊
山瀬 - 1	II - 1 - 7778	急傾斜地の崩壊
夕府 - 1	I - 2 - 0257	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第1016号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	佐野町(3)	10-203-1-109	土石流
	佐野町(4)- 新①	10-203-3-021- 新①	土石流
	佐野町(4)- 新②	10-203-3-021- 新②	土石流
	佐野町(4)- 新③	10-203-3-021- 新③	土石流
	佐野町(5)	10-203-1-110	土石流
	佐野第8	II-1-7574	急傾斜地の崩壊
	佐野第1	I-1-1622	急傾斜地の崩壊
	佐野第4	I-1-3667	急傾斜地の崩壊
	佐野第9	II-1-7575	急傾斜地の崩壊
	佐野第3	I-1-1624	急傾斜地の崩壊
	佐野第3- 新①	I-1-1624-新①	急傾斜地の崩壊
	佐野第5	II-1-7368	急傾斜地の崩壊
	佐野第2	I-1-1623	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第1017号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	大峡下の沢	10-203-1-134	土石流
	大峡上の沢	10-203-1-135	土石流
	東峡谷川	10-203-1-136	土石流
	池牟田谷川	10-203-1-137	土石流
	迫口谷川	10-203-1-138	土石流
	日須貝谷川	10-203-1-139	土石流
	長谷一番谷川	10-203-1-140	土石流
	長谷三番谷川	10-203-1-141	土石流
	西峡谷沢	10-203-2-073	土石流
	大峡ヶ沢	10-203-2-074	土石流
	大峡谷之川	10-203-2-075	土石流
	エス谷川	10-203-2-076	土石流
	差木野町(1)	10-203-3-025	土石流
	差木野第1	I-1-1606	急傾斜地の崩壊
	差木野第2	I-1-1607	急傾斜地の崩壊
	差木野第3	I-1-1608	急傾斜地の崩壊
	差木野第4	I-1-1609	急傾斜地の崩壊
	差木野第5	I-1-1610	急傾斜地の崩壊
	大峡第3	I-1-1612	急傾斜地の崩壊
大峡第3- 新①	I-1-1612-新①	急傾斜地の崩壊	

	大 峡 第 4	I - 1 - 1615	急傾斜地の崩壊	下阿蘇海岸 沢-新①	10- 428- 1 - 017 -新①	土 石 流
	差木野第6	I - 1 - 3548	急傾斜地の崩壊	阿 蘇 谷 川	10- 428- 1 - 018	土 石 流
	大 峡 第 5	I - 1 - 3564	急傾斜地の崩壊	中野内谷川	10- 428- 1 - 023	土 石 流
	大 峡 第 6	I - 1 - 3565	急傾斜地の崩壊	小 路 川	10- 428- 1 - 024	土 石 流
	大 峡 第 7	I - 1 - 3668	急傾斜地の崩壊	橋 本 川	10- 428- 1 - 025	土 石 流
	大 峡 第 8	II - 1 - 7370	急傾斜地の崩壊	第一地下沢	10- 428- 1 - 026	土 石 流
	大峡第8- 新①	II - 1 - 7370-新①	急傾斜地の崩壊	蓬原谷川	10- 428- 2 - 020	土 石 流
	差木野第7	II - 1 - 7371	急傾斜地の崩壊	東未越谷川	10- 428- 2 - 021	土 石 流
	大 峡 第 9	II - 1 - 7386	急傾斜地の崩壊	西未越谷川	10- 428- 2 - 022	土 石 流
	差木野第9	II - 1 - 7613	急傾斜地の崩壊	北土々呂谷 川	10- 428- 2 - 023	土 石 流
	差木野第10	II - 1 - 7614	急傾斜地の崩壊	土 呂 呂 沢	10- 428- 2 - 024	土 石 流
	大 峡 第 10	II - 1 - 7615	急傾斜地の崩壊	南土々呂谷 川	10- 428- 2 - 025	土 石 流
	大 峡 第 11	II - 1 - 7616	急傾斜地の崩壊	小 畑 谷 川	10- 428- 2 - 026	土 石 流
	大 峡 第 12	II - 1 - 7620	急傾斜地の崩壊	長 迫 谷 川	10- 428- 2 - 027	土 石 流
	長 谷	III - 1 - 9607	急傾斜地の崩壊	イヤザメ沢	10- 428- 2 - 028	土 石 流
				天 越 谷 川	10- 428- 2 - 029	土 石 流
				ヤオダ谷川	10- 428- 2 - 030	土 石 流
				障子ヶ谷川	10- 428- 2 - 031	土 石 流
				第一中内沢	10- 428- 2 - 032	土 石 流
				第二中内沢	10- 428- 2 - 033	土 石 流
				俺田沢-新 ①	10- 428- 2 - 003 -新①	土 石 流
				俺田沢-新 ②	10- 428- 2 - 003 -新②	土 石 流
				上塚-新②	I - 1 - 1778-新②	急傾斜地の崩壊
				瀬越-新①	I - 1 - 1780-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第1018号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
延 岡 市	第二歌糸沢	10- 428- 1 - 014	土 石 流
	末 越 沢	10- 428- 1 - 015	土 石 流
	阿 蘇 川	10- 428- 1 - 017	土 石 流

走り水-新①	I-2-0259-新①	急傾斜地の崩壊	岡崎-新①	I-1-3720-新①	急傾斜地の崩壊
丸山-新②	II-1-7904-新②	急傾斜地の崩壊	岡崎-新②	I-1-3720-新②	急傾斜地の崩壊
宮野浦-新①	I-1-1762-新①	急傾斜地の崩壊	久保畠-新①	I-2-0260-新①	急傾斜地の崩壊
市振西-新①	I-1-1767-新①	急傾斜地の崩壊	土々呂	II-1-7908	急傾斜地の崩壊
市振西-新②	I-1-1767-新②	急傾斜地の崩壊	蓬原-1	II-1-7909	急傾斜地の崩壊
阿 蘇	I-1-1771	急傾斜地の崩壊	蓬原-2	II-1-7910	急傾斜地の崩壊
歌糸-新①	I-1-2246-新①	急傾斜地の崩壊	竹の水流	II-1-7911	急傾斜地の崩壊
歌糸-新②	I-1-2246-新②	急傾斜地の崩壊	末越-1	II-1-7912	急傾斜地の崩壊
歌糸-新③	I-1-2246-新③	急傾斜地の崩壊	末越-2	II-1-7913	急傾斜地の崩壊
歌糸-新④	I-1-2246-新④	急傾斜地の崩壊	蓬原-3	II-1-7914	急傾斜地の崩壊
歌糸-新⑤	I-1-2246-新⑤	急傾斜地の崩壊	小畑谷	II-1-7915	急傾斜地の崩壊
歌糸-新⑥	I-1-2246-新⑥	急傾斜地の崩壊	小畑谷-新①	II-1-7915-新①	急傾斜地の崩壊
歌糸-新⑦	I-1-2246-新⑦	急傾斜地の崩壊	空田-2	II-1-7916	急傾斜地の崩壊
歌糸-新⑧	I-1-2246-新⑧	急傾斜地の崩壊	空田-3	II-1-7917	急傾斜地の崩壊
浜中-新②	I-1-3714-新②	急傾斜地の崩壊	空田-3-新①	II-1-7917-新①	急傾斜地の崩壊
浜中-新③	I-1-3714-新③	急傾斜地の崩壊	空田-3-新②	II-1-7917-新②	急傾斜地の崩壊
浜中-新④	I-1-3714-新④	急傾斜地の崩壊	末越-3	II-1-7918	急傾斜地の崩壊
宇和路-新⑤	I-1-3714-新⑤	急傾斜地の崩壊	滝平山	II-1-7919	急傾斜地の崩壊
浜中-新⑥	I-1-3714-新⑥	急傾斜地の崩壊	西平山	II-1-7920	急傾斜地の崩壊
浜中-新⑦	I-1-3714-新⑦	急傾斜地の崩壊	中野内	II-1-7921	急傾斜地の崩壊
阿蘇東谷	I-1-3719	急傾斜地の崩壊	野地	II-1-7922	急傾斜地の崩壊
阿蘇東谷-新①	I-1-3719-新①	急傾斜地の崩壊	車地	II-1-7923	急傾斜地の崩壊
阿蘇東谷-新②	I-1-3719-新②	急傾斜地の崩壊	阿蘇西谷	II-1-7924	急傾斜地の崩壊
岡 崎	I-1-3720	急傾斜地の崩壊	下阿蘇	II-1-7925	急傾斜地の崩壊

下阿蘇-新 ①	II-1-7925-新①	急傾斜地の崩壊
下阿蘇-新 ②	II-1-7925-新②	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第1019号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
串間市	軸	8-3	地滑り
	去ヶ谷川	03-207-1-024	土石流
	平ノ下谷川	03-207-2-017	土石流
	水元谷川	03-207-1-030	土石流
	春日谷川	03-207-1-035	土石流
	井傳野谷川	03-207-2-024	土石流
	樋重谷川	03-207-2-025	土石流
	谷之河内谷川	03-207-2-026	土石流
	谷之河内谷川-新①	03-207-2-026-新①	土石流
	谷河内川1	03-207-2-027	土石流
	遍保ヶ谷川	03-207-2-029	土石流
	内堤谷川	03-207-2-030	土石流
	大平1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊
	羽ヶ瀬	I-1-0432	急傾斜地の崩壊
	上町	I-1-0439	急傾斜地の崩壊
	上町-新①	I-1-0439-新①	急傾斜地の崩壊

上千野1	I-1-0462	急傾斜地の崩壊
城泉坊-1	I-1-3145	急傾斜地の崩壊
上千野4	I-2-0214	急傾斜地の崩壊
仲	II-1-4661	急傾斜地の崩壊
城泉坊-2	II-1-4664	急傾斜地の崩壊
下平-1	II-1-4665	急傾斜地の崩壊
下代田-4	II-1-4685	急傾斜地の崩壊
下千野-1	II-1-4694	急傾斜地の崩壊
東下弓田	II-1-4695	急傾斜地の崩壊
中千野-2	II-1-4697	急傾斜地の崩壊
中千野-3	II-1-4698	急傾斜地の崩壊
中千野-5	II-1-4700	急傾斜地の崩壊
中千野-6	II-1-4701	急傾斜地の崩壊
中千野-6-新①	II-1-4701-新①	急傾斜地の崩壊
上ノ坊	II-1-4711	急傾斜地の崩壊
上ノ坊-新①	II-1-4711-新①	急傾斜地の崩壊
太田井	II-1-4712	急傾斜地の崩壊
松尾-1	II-1-4729	急傾斜地の崩壊
下千野-2	II-2-0329	急傾斜地の崩壊
下千野-2-新①	II-2-0329-新①	急傾斜地の崩壊
下千野-2-新②	II-2-0329-新②	急傾斜地の崩壊
中千野-1	II-2-0330	急傾斜地の崩壊
遍保ヶ野5	I-1-0464	急傾斜地の崩壊
居城田	I-1-0465	急傾斜地の崩壊
口広	I-1-0466	急傾斜地の崩壊

門前	I-1-0507	急傾斜地の崩壊	令和2年12月28日	宮崎県知事 河野俊嗣																																																			
遍保ヶ野6	I-1-2068	急傾斜地の崩壊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地区名</th> <th>土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延岡市</td> <td>鹿狩瀬町(11)</td> <td>10-203-2-060</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬町(12)</td> <td>10-203-2-061</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬町(13)</td> <td>10-203-1-098</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津良谷川</td> <td>10-203-1-099</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第6</td> <td>II-1-7560</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第6-新①</td> <td>II-1-7560-新①</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第7</td> <td>II-1-7561</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第1</td> <td>I-1-1476</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第2</td> <td>I-1-1477</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第12</td> <td>II-1-7566</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第3</td> <td>I-1-3634</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鹿狩瀬第13</td> <td>II-1-7567</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	延岡市	鹿狩瀬町(11)	10-203-2-060	土石流		鹿狩瀬町(12)	10-203-2-061	土石流		鹿狩瀬町(13)	10-203-1-098	土石流		津良谷川	10-203-1-099	土石流		鹿狩瀬第6	II-1-7560	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第6-新①	II-1-7560-新①	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第7	II-1-7561	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第1	I-1-1476	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第2	I-1-1477	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第12	II-1-7566	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第3	I-1-3634	急傾斜地の崩壊		鹿狩瀬第13	II-1-7567	急傾斜地の崩壊
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																																																			
延岡市	鹿狩瀬町(11)	10-203-2-060		土石流																																																			
	鹿狩瀬町(12)	10-203-2-061		土石流																																																			
	鹿狩瀬町(13)	10-203-1-098		土石流																																																			
	津良谷川	10-203-1-099		土石流																																																			
	鹿狩瀬第6	II-1-7560		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第6-新①	II-1-7560-新①		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第7	II-1-7561		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第1	I-1-1476		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第2	I-1-1477		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第12	II-1-7566		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第3	I-1-3634		急傾斜地の崩壊																																																			
	鹿狩瀬第13	II-1-7567		急傾斜地の崩壊																																																			
遍保ヶ野6-新①	I-1-2068-新①	急傾斜地の崩壊																																																					
遍保ヶ野7	I-1-2284	急傾斜地の崩壊																																																					
谷ノ口	II-1-0463	急傾斜地の崩壊																																																					
谷ノ口-新①	II-1-0463-新①	急傾斜地の崩壊																																																					
谷ノ口-新②	II-1-0463-新②	急傾斜地の崩壊																																																					
上代田1	II-1-4671	急傾斜地の崩壊																																																					
保ヶ迫1	II-1-4672	急傾斜地の崩壊																																																					
保ヶ迫2	II-1-4673	急傾斜地の崩壊																																																					
居城田1	II-1-4674	急傾斜地の崩壊																																																					
井傳野	II-1-4675	急傾斜地の崩壊																																																					
居城田3	II-1-4677	急傾斜地の崩壊																																																					
遍保ヶ野2	II-1-4678	急傾斜地の崩壊																																																					
遍保ヶ野3	II-1-4679	急傾斜地の崩壊																																																					
樋重1	II-1-4680	急傾斜地の崩壊																																																					
樋重2	II-1-4681	急傾斜地の崩壊																																																					
樋重2-新①	II-1-4681-新①	急傾斜地の崩壊																																																					
遍保ヶ野4	II-1-4682	急傾斜地の崩壊																																																					
遍保ヶ野1	II-2-0328	急傾斜地の崩壊																																																					
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>宮崎県告示第1021号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和2年12月28日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>地区名</th> <th>土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号</th> <th>土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延岡市</td> <td>深瀬谷川</td> <td>10-427-1-043</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>深瀬小谷川</td> <td>10-427-1-042</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>六条谷川</td> <td>10-427-1-041</td> <td>土石流</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伊良原上谷川</td> <td>10-427-1-040</td> <td>土石流</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	延岡市	深瀬谷川	10-427-1-043	土石流		深瀬小谷川	10-427-1-042	土石流		六条谷川	10-427-1-041	土石流		伊良原上谷川	10-427-1-040	土石流																																
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類																																																				
延岡市	深瀬谷川	10-427-1-043	土石流																																																				
	深瀬小谷川	10-427-1-042	土石流																																																				
	六条谷川	10-427-1-041	土石流																																																				
	伊良原上谷川	10-427-1-040	土石流																																																				
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p><b>宮崎県告示第1020号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p>																																																							

元郵便谷川	10-427-1-038	土 石 流	舞 見 田	I-1-1728	急傾斜地の崩壊
上細見谷沢	10-427-2-067	土 石 流	舞見田-新①	I-1-1728-新①	急傾斜地の崩壊
舞見田谷川	10-427-2-068	土 石 流	舞見田-新②	I-1-1728-新②	急傾斜地の崩壊
市ヶ迫谷川	10-427-2-069	土 石 流	舞見田-新③	I-1-1728-新③	急傾斜地の崩壊
観音滝谷川	10-427-2-070	土 石 流	舞見田-新④	I-1-1728-新④	急傾斜地の崩壊
楠木原谷川	10-427-1-053	土 石 流	野 峯	I-2-0088	急傾斜地の崩壊
野峯下谷川	10-427-1-055	土 石 流	永 代	II-2-0426	急傾斜地の崩壊
本下塚谷川	10-427-1-046	土 石 流	寺 尾 山	I-1-1703	急傾斜地の崩壊
本下塚谷川-新①	10-427-1-046-新①	土 石 流	寺尾山-新①	I-1-1703-新①	急傾斜地の崩壊
永代谷川	10-427-1-056	土 石 流	赤 瀬 山	II-1-7896	急傾斜地の崩壊
猫 谷 谷 川	10-427-2-027	土 石 流	替 崎	I-1-1716	急傾斜地の崩壊
屋形原谷川	10-427-2-031	土 石 流	替崎-1	II-1-7788	急傾斜地の崩壊
屋形原谷川	10-427-1-034	土 石 流	替崎-1-新①	II-1-7788-新①	急傾斜地の崩壊
白石山川	10-427-1-035	土 石 流	替崎-1-新②	II-1-7788-新②	急傾斜地の崩壊
白石前谷川	10-427-1-036	土 石 流	替崎-1-新③	II-1-7788-新③	急傾斜地の崩壊
野 上 谷	10-427-2-020	土 石 流	小 畑	I-1-3705	急傾斜地の崩壊
山瀬谷川	10-427-2-018	土 石 流	曾 立 山	I-1-1706	急傾斜地の崩壊
ヒラバル谷川	10-427-2-017	土 石 流	曾立山-新①	I-1-1706-新①	急傾斜地の崩壊
深瀬-2	II-1-7818	急傾斜地の崩壊	熊 田	I-1-1738	急傾斜地の崩壊
深 瀬	I-1-1702	急傾斜地の崩壊	熊田-新①	I-1-1738-新①	急傾斜地の崩壊
深瀬-新①	I-1-1702-新①	急傾斜地の崩壊	曾立山-1	I-2-0256	急傾斜地の崩壊
六条-2	II-1-7816	急傾斜地の崩壊	猫 谷	II-1-7787	急傾斜地の崩壊
六条-1	II-1-7815	急傾斜地の崩壊			
伊 良 原	I-1-1754	急傾斜地の崩壊			
細見-2	II-1-7813	急傾斜地の崩壊			
細見-1	II-1-7812	急傾斜地の崩壊			



長 原	Ⅱ-1-7786	急傾斜地の崩壊
長原-新①	Ⅱ-1-7786-新①	急傾斜地の崩壊
長原-新②	Ⅱ-1-7786-新②	急傾斜地の崩壊
上 惣 下	I-1-1701	急傾斜地の崩壊
惣下-2	Ⅱ-1-7785	急傾斜地の崩壊
惣下-2-新①	Ⅱ-1-7785-新①	急傾斜地の崩壊
下 惣 下	I-1-1712	急傾斜地の崩壊
屋形原-2	Ⅱ-1-7882	急傾斜地の崩壊
屋形原-1	Ⅱ-1-7783	急傾斜地の崩壊
屋形原第1	I-1-1752	急傾斜地の崩壊
屋 形 原	I-1-3695	急傾斜地の崩壊
屋形原-新①	I-1-3695-新①	急傾斜地の崩壊
野上-2	Ⅱ-1-7782	急傾斜地の崩壊
野上-1	Ⅱ-1-7781	急傾斜地の崩壊
野上-1-新①	Ⅱ-1-7781-新①	急傾斜地の崩壊
白石第3	I-1-1744	急傾斜地の崩壊
白石第2	I-1-1743	急傾斜地の崩壊
白石第1	I-1-1742	急傾斜地の崩壊
白石第1-新①	I-1-1742-新①	急傾斜地の崩壊
小木口-1	I-1-3696	急傾斜地の崩壊
小 木 口	I-1-1756	急傾斜地の崩壊
夕 府	I-1-1717	急傾斜地の崩壊
山 瀬 - 2	Ⅱ-1-7779	急傾斜地の崩壊
山 瀬 - 1	Ⅱ-1-7778	急傾斜地の崩壊
夕 府 - 1	I-2-0257	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第1022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	佐野町(3)	10-203-1-109	土 石 流
	佐野町(4)-新①	10-203-3-021-新①	土 石 流
	佐野町(4)-新②	10-203-3-021-新②	土 石 流
	佐野町(4)-新③	10-203-3-021-新③	土 石 流
	佐野町(5)	10-203-1-110	土 石 流
	佐野第8	Ⅱ-1-7574	急傾斜地の崩壊
	佐野第1	I-1-1622	急傾斜地の崩壊
	佐野第4	I-1-3667	急傾斜地の崩壊
	佐野第9	Ⅱ-1-7575	急傾斜地の崩壊
	佐野第3	I-1-1624	急傾斜地の崩壊
	佐野第3-新①	I-1-1624-新①	急傾斜地の崩壊
	佐野第5	Ⅱ-1-7368	急傾斜地の崩壊
	佐野第2	I-1-1623	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 12 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	大峡下の沢	10- 203- 1 - 134	土 石 流
	東 峡 谷 川	10- 203- 1 - 136	土 石 流
	池牟田谷川	10- 203- 1 - 137	土 石 流
	迫 口 谷 川	10- 203- 1 - 138	土 石 流
	日須貝谷川	10- 203- 1 - 139	土 石 流
	西 峡 谷 沢	10- 203- 2 - 073	土 石 流
	大 峡 ヶ 沢	10- 203- 2 - 074	土 石 流
	大峡谷之川	10- 203- 2 - 075	土 石 流
	エ ス 谷 川	10- 203- 2 - 076	土 石 流
	差木野町(1)	10- 203- 3 - 025	土 石 流
	差木野第 1	I - 1 - 1606	急傾斜地の崩壊
	差木野第 2	I - 1 - 1607	急傾斜地の崩壊
	差木野第 3	I - 1 - 1608	急傾斜地の崩壊
	差木野第 4	I - 1 - 1609	急傾斜地の崩壊
	差木野第 5	I - 1 - 1610	急傾斜地の崩壊
	大 峡 第 3	I - 1 - 1612	急傾斜地の崩壊
	大峡第 3 - 新①	I - 1 - 1612-新①	急傾斜地の崩壊
	大 峡 第 4	I - 1 - 1615	急傾斜地の崩壊
	差木野第 6	I - 1 - 3548	急傾斜地の崩壊
	大 峡 第 5	I - 1 - 3564	急傾斜地の崩壊
	大 峡 第 6	I - 1 - 3565	急傾斜地の崩壊
大 峡 第 7	I - 1 - 3668	急傾斜地の崩壊	
大 峡 第 8	II - 1 - 7370	急傾斜地の崩壊	

大峡第 8 - 新①	II - 1 - 7370-新①	急傾斜地の崩壊
差木野第 7	II - 1 - 7371	急傾斜地の崩壊
大 峡 第 9	II - 1 - 7386	急傾斜地の崩壊
差木野第 9	II - 1 - 7613	急傾斜地の崩壊
差木野第 10	II - 1 - 7614	急傾斜地の崩壊
大 峡 第 10	II - 1 - 7615	急傾斜地の崩壊
大 峡 第 11	II - 1 - 7616	急傾斜地の崩壊
大 峡 第 12	II - 1 - 7620	急傾斜地の崩壊
長 谷	III - 1 - 9607	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1024号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 2 年 12 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延 岡 市	第二歌糸沢	10- 428- 1 - 014	土 石 流
	末 越 沢	10- 428- 1 - 015	土 石 流
	阿 蘇 川	10- 428- 1 - 017	土 石 流
	下阿蘇海岸沢-新①	10- 428- 1 - 017-新①	土 石 流
	阿 蘇 谷 川	10- 428- 1 - 018	土 石 流
	中野内谷川	10- 428- 1 - 023	土 石 流
	第一地下沢	10- 428- 1 - 026	土 石 流
	蓬 原 谷 川	10- 428- 2 - 020	土 石 流
	東未越谷川	10- 428- 2 - 021	土 石 流
	西未越谷川	10- 428- 2 - 022	土 石 流

北土々呂谷川	10-428-2-023	土 石 流	歌糸-新⑤	I-1-2246-新⑤	急傾斜地の崩壊
土呂呂沢	10-428-2-024	土 石 流	歌糸-新⑥	I-1-2246-新⑥	急傾斜地の崩壊
南土々呂谷川	10-428-2-025	土 石 流	歌糸-新⑦	I-1-2246-新⑦	急傾斜地の崩壊
小畑谷川	10-428-2-026	土 石 流	歌糸-新⑧	I-1-2246-新⑧	急傾斜地の崩壊
長迫谷川	10-428-2-027	土 石 流	浜中-新②	I-1-3714-新②	急傾斜地の崩壊
イヤザメ沢	10-428-2-028	土 石 流	浜中-新③	I-1-3714-新③	急傾斜地の崩壊
天越谷川	10-428-2-029	土 石 流	浜中-新④	I-1-3714-新④	急傾斜地の崩壊
ヤオダ谷川	10-428-2-030	土 石 流	宇和路-新⑤	I-1-3714-新⑤	急傾斜地の崩壊
障子ヶ谷川	10-428-2-031	土 石 流	浜中-新⑥	I-1-3714-新⑥	急傾斜地の崩壊
第二中内沢	10-428-2-033	土 石 流	浜中-新⑦	I-1-3714-新⑦	急傾斜地の崩壊
俺田沢-新①	10-428-2-003-新①	土 石 流	阿蘇東谷	I-1-3719	急傾斜地の崩壊
上塚-新②	I-1-1778-新②	急傾斜地の崩壊	阿蘇東谷-新①	I-1-3719-新①	急傾斜地の崩壊
獺越-新①	I-1-1780-新①	急傾斜地の崩壊	阿蘇東谷-新②	I-1-3719-新②	急傾斜地の崩壊
走り水-新①	I-2-0259-新①	急傾斜地の崩壊	岡 崎	I-1-3720	急傾斜地の崩壊
丸山-新②	II-1-7904-新②	急傾斜地の崩壊	岡崎-新①	I-1-3720-新①	急傾斜地の崩壊
宮野浦-新①	I-1-1762-新①	急傾斜地の崩壊	岡崎-新②	I-1-3720-新②	急傾斜地の崩壊
市振西-新①	I-1-1767-新①	急傾斜地の崩壊	久保昌-新①	I-2-0260-新①	急傾斜地の崩壊
市振西-新②	I-1-1767-新②	急傾斜地の崩壊	土 々 呂	II-1-7908	急傾斜地の崩壊
阿 蘇	I-1-1771	急傾斜地の崩壊	蓬原-1	II-1-7909	急傾斜地の崩壊
歌糸-新①	I-1-2246-新①	急傾斜地の崩壊	蓬原-2	II-1-7910	急傾斜地の崩壊
歌糸-新②	I-1-2246-新②	急傾斜地の崩壊	竹の水流	II-1-7911	急傾斜地の崩壊
歌糸-新③	I-1-2246-新③	急傾斜地の崩壊	末越-1	II-1-7912	急傾斜地の崩壊
歌糸-新④	I-1-2246-新④	急傾斜地の崩壊	末越-2	II-1-7913	急傾斜地の崩壊
			蓬原-3	II-1-7914	急傾斜地の崩壊
			小畑谷	II-1-7915	急傾斜地の崩壊

小畑谷-新①	II-1-7915-新①	急傾斜地の崩壊	水元谷川	03-207-1-030	土 石 流
空田-2	II-1-7916	急傾斜地の崩壊	井傳野谷川	03-207-2-024	土 石 流
空田-3	II-1-7917	急傾斜地の崩壊	樋重谷川	03-207-2-025	土 石 流
空田-3-新①	II-1-7917-新①	急傾斜地の崩壊	谷之河内谷川	03-207-2-026	土 石 流
空田-3-新②	II-1-7917-新②	急傾斜地の崩壊	谷之河内谷川-新①	03-207-2-026-新①	土 石 流
末越-3	II-1-7918	急傾斜地の崩壊	谷河内川1	03-207-2-027	土 石 流
滝平山	II-1-7919	急傾斜地の崩壊	遍保ヶ谷川	03-207-2-029	土 石 流
西平山	II-1-7920	急傾斜地の崩壊	大平1	I-1-0402	急傾斜地の崩壊
中野内	II-1-7921	急傾斜地の崩壊	羽ヶ瀬	I-1-0432	急傾斜地の崩壊
野地	II-1-7922	急傾斜地の崩壊	上町	I-1-0439	急傾斜地の崩壊
車地	II-1-7923	急傾斜地の崩壊	上町-新①	I-1-0439-新①	急傾斜地の崩壊
阿蘇西谷	II-1-7924	急傾斜地の崩壊	上千野1	I-1-0462	急傾斜地の崩壊
下阿蘇	II-1-7925	急傾斜地の崩壊	城泉坊-1	I-1-3145	急傾斜地の崩壊
下阿蘇-新①	II-1-7925-新①	急傾斜地の崩壊	上千野4	I-2-0214	急傾斜地の崩壊
下阿蘇-新②	II-1-7925-新②	急傾斜地の崩壊	仲	II-1-4661	急傾斜地の崩壊
			城泉坊-2	II-1-4664	急傾斜地の崩壊
			下平-1	II-1-4665	急傾斜地の崩壊
			下代田-4	II-1-4685	急傾斜地の崩壊
			下千野-1	II-1-4694	急傾斜地の崩壊
			東下弓田	II-1-4695	急傾斜地の崩壊
			中千野-2	II-1-4697	急傾斜地の崩壊
			中千野-3	II-1-4698	急傾斜地の崩壊
			中千野-5	II-1-4700	急傾斜地の崩壊
			中千野-6	II-1-4701	急傾斜地の崩壊
			中千野-6-新①	II-1-4701-新①	急傾斜地の崩壊
			上ノ坊	II-1-4711	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第1025号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年12月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	去ヶ谷川	03-207-1-024	土 石 流
	平ノ下谷川	03-207-2-017	土 石 流

上ノ坊-新①	II-1-4711-新①	急傾斜地の崩壊	遍保ヶ野3	II-1-4679	急傾斜地の崩壊
太田井	II-1-4712	急傾斜地の崩壊	樋重 1	II-1-4680	急傾斜地の崩壊
松尾-1	II-1-4729	急傾斜地の崩壊	樋重 2	II-1-4681	急傾斜地の崩壊
下千野-2	II-2-0329	急傾斜地の崩壊	樋重2-新①	II-1-4681-新①	急傾斜地の崩壊
下千野-2-新①	II-2-0329-新①	急傾斜地の崩壊	遍保ヶ野4	II-1-4682	急傾斜地の崩壊
下千野-2-新②	II-2-0329-新②	急傾斜地の崩壊	遍保ヶ野1	II-2-0328	急傾斜地の崩壊
中千野-1	II-2-0330	急傾斜地の崩壊			
遍保ヶ野5	I-1-0464	急傾斜地の崩壊			
居城田	I-1-0465	急傾斜地の崩壊			
口 広	I-1-0466	急傾斜地の崩壊			
門 前	I-1-0507	急傾斜地の崩壊			
遍保ヶ野6	I-1-2068	急傾斜地の崩壊			
遍保ヶ野6-新①	I-1-2068-新①	急傾斜地の崩壊			
遍保ヶ野7	I-1-2284	急傾斜地の崩壊			
谷ノ口	II-1-0463	急傾斜地の崩壊			
谷ノ口-新①	II-1-0463-新①	急傾斜地の崩壊			
谷ノ口-新②	II-1-0463-新②	急傾斜地の崩壊			
上代田1	II-1-4671	急傾斜地の崩壊			
保ヶ迫1	II-1-4672	急傾斜地の崩壊			
保ヶ迫2	II-1-4673	急傾斜地の崩壊			
居城田1	II-1-4674	急傾斜地の崩壊			
井傳野	II-1-4675	急傾斜地の崩壊			
居城田3	II-1-4677	急傾斜地の崩壊			
遍保ヶ野2	II-1-4678	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県串間土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第1026号**  
公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2第3項及び都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。  
令和2年12月28日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立青島亜熱帯植物園  
宮崎県総合運動公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人みやざき公園協会  
理事長 吉田晋弥  
宮崎市鶴島2丁目10番25号
- 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1027号**  
都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。  
令和2年12月28日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立平和台公園  
宮崎県総合文化公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社馬原造園建設  
代表取締役 小川次郎  
宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地
- 指定の期間  
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

**宮崎県告示第1028号**  
都市公園条例(昭和39年宮崎県条例第24号)第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。  
令和2年12月28日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

特別史跡公園西都原古墳群

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般財団法人みやざき公園協会

理事長 吉 田 晋 弥

宮崎市鶴島 2 丁目 10 番 25 号

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで